



(仮称) 自治基本条例検討分科会報告書

海津市まちづくり委員会
(仮称)自治基本条例検討分科会

は じ め に

今、成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢化社会への対応や地球環境への配慮が叫ばれる中で、あらためて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係はどうあるべきかが問われています。

平成12年の地方分権一括法の施行によって、国と地方自治体は対等に協力し合う関係となり、同時に地方自治体の権限と責任が一層拡大しました。

こうした地方分権時代に対応して、市民を主体とする自治を実現するためにどのようなまちを目指すのか、誰がどのような役割を担うのか、また、まちづくりを進める上での共通のルールといった重要な事項を的確に定めるために、これからの海津市のあり方を総合的に形成していくための枠組み法が必要になってきます。

こうした背景のもと、市民が主役のまちづくりについての方策、自治の基本原則や行政の基本ルールについての条例化(自治基本条例)の必要性について調査・検討するために、私たち、(仮称)自治基本条例検討分科会は平成19年7月に市長より委嘱を受け、14名(市民9名、市職員4名、アドバイザー1名)で発足し、議論をしてきました。

私たちのまち海津市が、住み良い、魅力にあふれる、市民が笑顔で自分の住むまちを元気にしていく地域づくりに取り組むことができることを強く願い、この報告書を提出いたします。

結 論

これからの海津市、これからのまちづくりに

「自治基本条例は必要である」

理 由

■ 市民がまちづくりの主役となり、自分たちが住むまちは、自分たちで解決する

地方分権が進み、国と地方はこれまでの上下関係から、対等・協調の関係になりました。これからの自治体は、「自ら考え、自ら決定する」ことが求められます。市民が主役となった自治体運営を実現するには、企画立案から評価の段階まで、市民が参画する仕組みについて、条例を策定していく必要があります。

■ 行政とコミュニティ、NPO、企業が協働してまちづくりを担う

近年、全国的に市民ニーズが多様化し、NPOなどの市民活動が活発化し、身近な地域の課題は自分たちで解決していこうという住民意識が高まっています。これからは、行政はNPOなどと連携し、コミュニティや市民活動をいっそう強固にするために、協働のまちづくりを行うルールを条例によって明確にする必要があります。

■ 情報を共有し、意思疎通を図りながら合意形成を行う

多くの人々が納得して、自主的にまちづくりに参加するためには、行政が積極的に情報を公開し、説明責任を果たすとともに、市民が互いの立場を尊重してコミュニケーションを図り、施策の合意形成を行うことが必要です。

自治基本条例では、議会や行政が意思決定を行う際の情報共有、説明責任、市民参加などを原則と

しており、パブリックコメントや行政評価など具体的な制度を規定することにより、地域の公共的な合意形成・意思決定のルールを明確にすることができます。

■ 条例によりまちづくりへの市民参画を保障

自治基本条例は市民主権を軸とした自治体の憲法でもあります。市の基本的・普遍的な施策やルールを条例として定めることにより、市政運営の継続性をもたらすことができます。こうしたことは「条例」の位置付けが「指針」や「要綱」などと大きく違う部分であり、自治基本条例を指針等ではなく「条例」として定めることで行政・議会の責務を明らかにすることはもちろん、市民の権利と義務、まちづくりへの市民参画を保障することができます。

提 案

これからの海津市には「自治基本条例は必要である」。しかし条例策定には、私たち分科会委員だけではなく、たくさんの市民の声と理解がなければ実現することができないとの結論に達しました。

2年にわたり条例のあり方、まちづくりの方策などについて検討を行ってきました。結果、分科会においては条例の必要性を理解するとともに、市民に課せられる権利や義務など、とても重要な事柄を決める「市の憲法」であるとの認識を持つことができました。「市の憲法」であるがゆえに、市民が納得して理解できる条例としなければならない。それには市民から様々な方法で意見集約をしなければならないとの結論を得ました。

そこで、本分科会では「海津市自治基本条例」の策定に向け、次のことを市に要望し、これを(仮称)自治基本条例検討分科会の提案とさせていただきます。

■ 引き続き検討できる体制を整える

海津市の自治基本条例を策定するにあたって、「どのようなまちづくりを進めていくことが求められているのか。」ということを共通理解していかなければなりません。さらに、求められるまちづくりの実現に向けて、「市を構成するすべての人々が共有する理念」「まちづくりの原則や持ち合わせるべき制度」また「市民の権利と義務、市長・市議会の役割と責務」などを整理し、全市民で共通認識していくことが重要と考えます。

自治基本条例の検討は、まちづくり委員会の発足により初めてスタートラインにたちました。そして分科会を重ねる中で、自治基本条例の性格や必要性を理解した段階であります。そこで私たちは今後、市民を主体とした「条例検討プロジェクトチーム」を立ち上げるなど、市民を主体とした自治基本条例を検討できる体制を整えるべきと考えています。

条例策定においては、まずは市民の機運を高めるところから始めなくてはなりません。自治基本条例は、「市の憲法」となる条例の中の頂点に位置づけられる条例です。多くの市民が関心をもって条例策定に関わらなければ“生きた条例”にはなりません。また、市民のみならず、行政、議会においても十分に認識を高め、積極的に勉強会に取り組み、策定にも関わっていただきたいと考えます。

■ 検討体制について

今後も自治基本条例の検討、また多くの市民の理解を一層深めるため、条例検討プロジェクトチームを編成し、海津市自治基本条例の素案を作り、市長に提案します。

【組織名】

自治基本条例プロジェクトチーム

【目的】

市民主体によるプロジェクトチームで、5年を目処に「(仮称)海津市自治基本条例の素案」を作成し、施行開始を目指す。

【構成メンバー】

- 海津市のまちづくりに情熱をもって取り組むことができる市民（一般公募）
- 学識経験者
- 現存するコミュニティの代表者または会員など
- 行政、議会

【活動内容】

- 自治基本条例の研究および検討
- 市民へのPR
- まちづくり市民会議等の開催（市民向け勉強会および意見交換会）
- アンケート等による市民の意見収集
- 市および議会との意見交換会

検 討 分 科 会 の 経 緯

【第1回検討分科会】平成19年8月10日（金）

- 自治基本条例・市民協働についての講話
岐阜経済大学 鈴木誠教授



【第2回検討分科会】平成19年12月7日（金）

- 海津市市民憲章の概要について勉強会
- グループワーク
「自治基本条例に盛り込みたい内容」
「自治基本条例において目指す（生活課題に即した）事柄」
「自治基本条例を通して実現したい事柄」

【第3回検討分科会】平成20年2月8日（金）

- グループワーク
「条例に盛り込む内容、目指す事柄、実現したい事柄について（絞込み）」
「市民会議の必要性について」



【第4回検討分科会】平成20年3月11日（火）

- グループワーク
「市民会議の運営方法について」
● 検討事項のスケジュールについて

【第5回検討分科会】平成20年5月7日（水）

- 海津市に役立つ事例紹介
- グループワーク
「条例検討のプロセスについて（重視すべき事）」



【市民会議】平成20年7月12日（土）

- 検討分科会と活動の経緯について

- 講話『まちづくりの憲法・自治基本条例と地域活性』
講師 岐阜経済大学経済学部 鈴木誠教授
- グループワーク
「市民参画によるまちづくりについて」

【第6回検討分科会】平成 20 年 9 月 29 日(月)

- 市民会議を終えて
- グループワーク
「提案書素案の内容について」

【第7回検討分科会】平成 20 年 12 月 15 日(月)

- 提案書一次素案の検討
- 検討分科会成果報告版「海津市自治基本条例(案)」の検討

検討分科会委員名簿

○委員

公募市民	伊藤清江
公募市民	伊藤義美
公募市民	村上碩也
公募市民	今津美憲
公募市民	黒田治
海津市青年団体連絡協議会代表	永田実彦
海津市ボランティア連絡協議会代表	河村淑子
自治連合会代表	水谷捨巳
NPO法人代表(まごの手クラブ)	田中由美子
総務課総務係	伊藤理恵
プロジェクト委員会(海津庁舎代表)	中野浩二
プロジェクト委員会(平田庁舎代表)	高木洋
プロジェクト委員会(南濃庁舎代表)	堀田英利

アドバイザー

岐阜経済大学経済学部教授	鈴木誠
--------------	-----

○事務局

企画政策課課長	木村元康
企画政策課係長	後藤政樹
企画政策課主任	毛利卓司